

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な 仕組みの在り方に関する検討会 開催要綱

1 目的

本検討会は、「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」（平成30年4月20日報告書公表）において、地方公共団体の非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減について、作成組織等の検討を進める必要があるとされたことや、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）」の内容等を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方について検討するために開催する。

2 名称

本検討会は、「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」と称する。

3 検討内容

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関して、作成組織に係る以下の事項について検討を行う。

- (1) 作成組織における非識別加工情報の作成対象となる情報の範囲
- (2) 地方公共団体からの個人情報の円滑な提供
- (3) 必要となる安全管理措置の内容
- (4) 作成組織の認定等、国の関与の在り方 等

4 検討会の構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員及びオブザーバーは、別添のとおりとする。
- (2) 本検討会に座長を1人置く。座長は構成員から選ぶものとする。
- (3) 座長は、本検討会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長不在のときは座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、必要に応じて構成員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 ワーキンググループ

- (1) 座長は、必要があると認めるときは、本検討会の下でワーキンググループを開催することができる。
- (2) ワーキンググループの構成員は、ワーキンググループにおける調査・検討事項に関し優れた識見を有する者のうちから座長が指名する者とする。
- (3) ワーキンググループに主査を1人置く。主査は本検討会の構成員の中から座長が指名する。
- (4) ワーキンググループの行う調査・検討の内容については、適宜、本検討会に対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

6 議事等の公開

本検討会の会議は非公開とするが、会議終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、配付資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

7 事務局

本検討会の庶務は、総務省自治行政局地域情報政策室において行うものとする。